

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第4号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の6.13」を「100分の6.28」に、「100分の56」を「100分の57」に改め、同条第2号中「3万1,200円」を「3万円」に、「100分の44」を「100分の43」に改める。

第15条の12第1号中「100分の1.96」を「100分の2.23」に改め、同条第2号中「8,700円」を「1万200円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.53」を「100分の1.65」に改め、同条第2号中「1万3,200円」を「1万4,100円」に改める。

第19条の2第1号イ中「2万1,840円」を「2万1,000円」に改め、同号口中「6,090円」を「7,140円」に改め、同号八中「9,240円」を「9,870円」に改め、同条第2号イ中「1万5,600円」を「1万5,000円」に改め、同号口中「4,350円」を「5,100円」に改め、同号八中「6,600円」を「7,050円」に改め、同条第3号イ中「6,240円」を「6,000円」に改め、同号口中「1,740円」を「2,040円」に改め、同号八中「2,640円」を「2,820円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。